

基発 1226 第 12 号  
平成 25 年 12 月 26 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

労災保険業務機械処理事務手引（年金・一時金業務）の  
一部改正について

労災保険業務に係る機械処理事務については、「労災保険業務機械処理事務手引」（平成 23 年 3 月 31 日付け基発 0331 第 3 号）により取り扱ってきたところであるが、今般、労災行政情報管理システム（年金・一時金）を改修したことに伴い、平成 26 年 1 月 6 日から労災保険業務機械処理事務手引（年金・一時金業務）を別紙のとおり一部改正することとしたので、今後の事務処理に遺漏なきを期されたい。

なお、当該システム改修に伴い変更した内容は、下記のとおりである。

記

平成 25 年 3 月 29 日付け基発 0329 第 11 号に基づく第三者行為災害における控除期間の見直しに伴い、第三者行為災害事案のうち、平成 25 年 4 月 1 日以降に発生した災害により、災害発生後 7 年以内に支給事由が生じ、災害発生後 7 年以内に支払うべき労災保険給付（年金及び一時金）について、金額の控除計算処理が見直し後の控除期間を踏まえて的確になされるよう所要のシステム改修を行ったことから、これに関連する記述部分を変更したものであること。

改正後	改正前																																																																								
<p>(II-3-17)</p> <p style="text-align: center;">&lt;記入要領&gt;</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">番号</th> <th style="width:15%;">入力項目</th> <th style="width:75%;">記入要領</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">23</td> <td style="text-align: center;">変更データ2</td> <td> <p>転給者の三者損賠受領額を左詰めで記入すること。</p> <p>既に三者損賠受領額が登記されていて、転給によって三者損賠受領額に変更がない場合であっても三者損賠受領額は記入すること。(理由：通常、転給によって受給権が次順位者に移る場合は、三者損賠受領額が当然に変わるものである。たとえ変更がないとしてもそれを事実として確認するため、既に入力している三者損賠受領額を入力すること。) 記入を省略した場合は、三者損賠情報は「非調整」となる。</p> <p>三者損賠受領額を記入した場合は、項目番号「28」の三者損賠受領日も同時に入力すること。</p> <p><u>傷病年月日が平成25年3月31日以前で、転給年月日が傷病年月日から3年を経過している場合、または、傷病年月日が平成25年4月1日以降で、転給年月日が傷病年月日から7年を経過している場合は入力できない。</u></p> <p>特別遺族年金の場合、入力できない。</p> </td> </tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	番号	入力項目	記入要領	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	23	変更データ2	<p>転給者の三者損賠受領額を左詰めで記入すること。</p> <p>既に三者損賠受領額が登記されていて、転給によって三者損賠受領額に変更がない場合であっても三者損賠受領額は記入すること。(理由：通常、転給によって受給権が次順位者に移る場合は、三者損賠受領額が当然に変わるものである。たとえ変更がないとしてもそれを事実として確認するため、既に入力している三者損賠受領額を入力すること。) 記入を省略した場合は、三者損賠情報は「非調整」となる。</p> <p>三者損賠受領額を記入した場合は、項目番号「28」の三者損賠受領日も同時に入力すること。</p> <p><u>傷病年月日が平成25年3月31日以前で、転給年月日が傷病年月日から3年を経過している場合、または、傷病年月日が平成25年4月1日以降で、転給年月日が傷病年月日から7年を経過している場合は入力できない。</u></p> <p>特別遺族年金の場合、入力できない。</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>(II-3-17)</p> <p style="text-align: center;">&lt;記入要領&gt;</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">番号</th> <th style="width:15%;">入力項目</th> <th style="width:75%;">記入要領</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">23</td> <td style="text-align: center;">変更データ2</td> <td> <p>転給者の三者損賠受領額を記入すること。</p> <p>既に三者損賠受領額が登記されていて、転給によって三者損賠受領額に変更がない場合であっても三者損賠受領額は記入すること。(理由：通常は、転給によって受給権が次順位者に移る場合は、三者損賠受領額が当然に変わるものである。たとえ変更がないとしても入力すること。) 記入を省略した場合は、三者損賠情報は「非調整」となる。</p> <p>三者損賠受領額を記入した場合は、項目番号「28」の三者損賠受領日も同時に入力すること。</p> <p><u>傷病年月日から3年を経過している場合は入力できない。</u></p> <p>特別遺族年金の場合は、入力できない。</p> </td> </tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	番号	入力項目	記入要領	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	23	変更データ2	<p>転給者の三者損賠受領額を記入すること。</p> <p>既に三者損賠受領額が登記されていて、転給によって三者損賠受領額に変更がない場合であっても三者損賠受領額は記入すること。(理由：通常は、転給によって受給権が次順位者に移る場合は、三者損賠受領額が当然に変わるものである。たとえ変更がないとしても入力すること。) 記入を省略した場合は、三者損賠情報は「非調整」となる。</p> <p>三者損賠受領額を記入した場合は、項目番号「28」の三者損賠受領日も同時に入力すること。</p> <p><u>傷病年月日から3年を経過している場合は入力できない。</u></p> <p>特別遺族年金の場合は、入力できない。</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
番号	入力項目	記入要領																																																																							
(略)	(略)	(略)																																																																							
(略)	(略)	(略)																																																																							
(略)	(略)	(略)																																																																							
(略)	(略)	(略)																																																																							
(略)	(略)	(略)																																																																							
(略)	(略)	(略)																																																																							
(略)	(略)	(略)																																																																							
23	変更データ2	<p>転給者の三者損賠受領額を左詰めで記入すること。</p> <p>既に三者損賠受領額が登記されていて、転給によって三者損賠受領額に変更がない場合であっても三者損賠受領額は記入すること。(理由：通常、転給によって受給権が次順位者に移る場合は、三者損賠受領額が当然に変わるものである。たとえ変更がないとしてもそれを事実として確認するため、既に入力している三者損賠受領額を入力すること。) 記入を省略した場合は、三者損賠情報は「非調整」となる。</p> <p>三者損賠受領額を記入した場合は、項目番号「28」の三者損賠受領日も同時に入力すること。</p> <p><u>傷病年月日が平成25年3月31日以前で、転給年月日が傷病年月日から3年を経過している場合、または、傷病年月日が平成25年4月1日以降で、転給年月日が傷病年月日から7年を経過している場合は入力できない。</u></p> <p>特別遺族年金の場合、入力できない。</p>																																																																							
(略)	(略)	(略)																																																																							
(略)	(略)	(略)																																																																							
(略)	(略)	(略)																																																																							
番号	入力項目	記入要領																																																																							
(略)	(略)	(略)																																																																							
(略)	(略)	(略)																																																																							
(略)	(略)	(略)																																																																							
(略)	(略)	(略)																																																																							
(略)	(略)	(略)																																																																							
(略)	(略)	(略)																																																																							
(略)	(略)	(略)																																																																							
23	変更データ2	<p>転給者の三者損賠受領額を記入すること。</p> <p>既に三者損賠受領額が登記されていて、転給によって三者損賠受領額に変更がない場合であっても三者損賠受領額は記入すること。(理由：通常は、転給によって受給権が次順位者に移る場合は、三者損賠受領額が当然に変わるものである。たとえ変更がないとしても入力すること。) 記入を省略した場合は、三者損賠情報は「非調整」となる。</p> <p>三者損賠受領額を記入した場合は、項目番号「28」の三者損賠受領日も同時に入力すること。</p> <p><u>傷病年月日から3年を経過している場合は入力できない。</u></p> <p>特別遺族年金の場合は、入力できない。</p>																																																																							
(略)	(略)	(略)																																																																							
(略)	(略)	(略)																																																																							
(略)	(略)	(略)																																																																							

改正後	改正前
<p>(II-3-28)</p> <p>(二) 留意点</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 支給停止解除以前に三者損賠情報が登記されていても、今回の処理で三者損賠情報を入力しなかった場合には「三者損賠受領額」は0円として登記するが、「三者損賠受領年月日・三者コード」については既に登記してある「三者損賠受領年月日・三者コード」を引用し登記する。ただし、<u>傷病年月日が平成25年3月31日以前の遺族（補償）年金について、転給年月日が傷病年月日から3年を経過している場合、または、傷病年月日が平成25年4月1日以降の遺族（補償）年金について、転給年月日が傷病年月日から7年を経過している場合は、支給停止を行う必要がないことから、三者損賠情報はシステムでは管理の対象としないため、記入した場合にはキャンセルとなる。</u></p> <p>当該処理が正常に終了した場合には、その変更した情報をメッセージリストに印字するので確認すること。</p> <p>8～11 (略)</p>	<p>(II-3-28)</p> <p>(二) 留意点</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 支給停止解除以前に三者損賠情報が登記されていても、今回の処理で三者損賠情報を入力しなかった場合には「三者損賠受領額」は0円として登記するが、「三者損賠受領年月日・三者コード」については既に登記してある「三者損賠受領年月日・三者コード」を引用し登記する。ただし、<u>転給年月日が傷病年月日から3年を経過している場合には、三者損賠情報は空白として管理する。</u>当該処理が正常に終了した場合には、その変更した情報をメッセージリストに印字するので確認すること。</p> <p>8～11 (略)</p>
<p>(II-3-44)</p> <p>(二) 留意点</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 転給以前に三者損賠情報が登記されていても、今回の転給処理で三者損賠情報を入力をしなかった場合には「三者損賠受領額」は0円として登記するが、「三者損賠受領年月日・三者コード」については既に登記してある「三者損賠受領年月日・三者コード」を引用し登記する。ただし、<u>傷病年月日が平成25年3月31日以前の遺族（補償）年金について、転給年月日が傷病年月日から3年を経過している場合、または、傷病年月日が平成25年4月1日以降の遺族（補償）年金について、転給年月日が傷病年月日から7年を経過している場合は、支給停止を行う必要がないことから、三者損賠情報はシステムでは管理の対象としないため、記入した場合にはキャンセルとなる。</u></p> <p>当該処理が正常に終了した場合には、その変更した情報をメッセージリストに印字するので確認すること。</p> <p>4～8 (略)</p>	<p>(II-3-44)</p> <p>(二) 留意点</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 転給以前に三者損賠情報が登記されていても、今回の転給処理で三者損賠情報を入力をしなかった場合には「三者損賠受領額」は0円として登記するが、「三者損賠受領年月日・三者コード」については既に登記してある「三者損賠受領年月日・三者コード」を引用し登記する。ただし、<u>転給年月日が傷病年月日から3年を経過している場合には、三者損賠情報は空白として管理する。</u>当該処理が正常に終了した場合には、その変更した情報をメッセージリストに印字するので確認すること。</p> <p>4～8 (略)</p>

改正後	改正前																																																						
<p>(II-3-62)</p> <p>(㊦) 記入要領</p> <p>a 【変更票（転給情報）】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">番号</th> <th style="width: 20%;">入力項目</th> <th style="width: 70%;">記入要領</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">23</td> <td>変更データ 2</td> <td> <p>転給者の三者損賠受領額を左詰めで記入すること。</p> <p>既に三者損賠受領額が登記されていて、転給によって三者損賠受領額に変更がない場合であっても三者損賠受領額は記入すること。(理由：通常、転給によって受給権が次順位者に移る場合は、三者損賠受領額が当然に変わるものである。たとえ変更がないとしても<u>それを事実として確認するため、既に入力している三者損賠受領額を入力すること。</u>) 記入を省略した場合は、三者損賠情報は「非調整」となる。</p> <p>三者損賠受領額を記入した場合は、項目番号「28」の三者損賠受領日も同時に入力すること。</p> <p><u>傷病年月日が平成25年3月31日以前で、転給年月日が傷病年月日から3年を経過している場合、または、傷病年月日が平成25年4月1日以降で、転給年月日が傷病年月日から7年を経過している場合は入力できない。</u></p> <p>特別遺族年金の場合、入力できない。</p> </td> </tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> </tbody> </table> <p>(II-3-65)</p> <p>(二) 留意点</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 転給以前に三者損賠情報が登記されていても、今回の転給処理で三者損賠情報を入力しなかった場合には「三者損賠受領額」は0円として登記するが、「三者損賠受領年月日・三者コード」については既に登記してある「三者損賠受領年月日・三者コード」を引用し登記する。ただし、<u>傷病年月日が平成25年3月31日以前の遺族（補償）年金について、転給年月日が傷病年月日から3年を経過している場合、または、傷病年月日が平成25年4月1日以降の遺族（補償）年</u></p>	番号	入力項目	記入要領	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	23	変更データ 2	<p>転給者の三者損賠受領額を左詰めで記入すること。</p> <p>既に三者損賠受領額が登記されていて、転給によって三者損賠受領額に変更がない場合であっても三者損賠受領額は記入すること。(理由：通常、転給によって受給権が次順位者に移る場合は、三者損賠受領額が当然に変わるものである。たとえ変更がないとしても<u>それを事実として確認するため、既に入力している三者損賠受領額を入力すること。</u>) 記入を省略した場合は、三者損賠情報は「非調整」となる。</p> <p>三者損賠受領額を記入した場合は、項目番号「28」の三者損賠受領日も同時に入力すること。</p> <p><u>傷病年月日が平成25年3月31日以前で、転給年月日が傷病年月日から3年を経過している場合、または、傷病年月日が平成25年4月1日以降で、転給年月日が傷病年月日から7年を経過している場合は入力できない。</u></p> <p>特別遺族年金の場合、入力できない。</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>(II-3-62)</p> <p>(㊦) 記入要領</p> <p>a 【変更票（転給情報）】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">番号</th> <th style="width: 20%;">入力項目</th> <th style="width: 70%;">記入要領</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">23</td> <td>変更データ 2</td> <td> <p>転給者の三者損賠受領額を記入すること。</p> <p>既に三者損賠受領額が登記されていて、転給によって三者損賠受領額に変更がない場合であっても三者損賠受領額は記入すること。(理由：通常は、転給によって受給権が次順位者に移る場合は、三者損賠受領額が当然に変わるものである。たとえ変更がないとしても入力すること。) 記入を省略した場合は、三者損賠情報は「非調整」となる。</p> <p>三者損賠受領額を記入した場合は、項目番号「28」の三者損賠受領日も同時に入力すること。</p> <p><u>傷病年月日から3年を経過している場合は入力できない。</u></p> <p>特別遺族年金の場合、入力できない。</p> </td> </tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> </tbody> </table> <p>(II-3-65)</p> <p>(二) 留意点</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 転給以前に三者損賠情報が登記されていても、今回の転給処理で三者損賠情報を入力しなかった場合には「三者損賠受領額」は0円として登記するが、「三者損賠受領年月日・三者コード」については既に登記してある「三者損賠受領年月日・三者コード」を引用し登記する。ただし、<u>転給年月日が傷病年月日から3年を経過している場合は、三者損賠情報は空白として管理する。</u>当該処理が正常に終了した場合にはその変更した情報をメッセージリストに印字するので確認</p>	番号	入力項目	記入要領	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	23	変更データ 2	<p>転給者の三者損賠受領額を記入すること。</p> <p>既に三者損賠受領額が登記されていて、転給によって三者損賠受領額に変更がない場合であっても三者損賠受領額は記入すること。(理由：通常は、転給によって受給権が次順位者に移る場合は、三者損賠受領額が当然に変わるものである。たとえ変更がないとしても入力すること。) 記入を省略した場合は、三者損賠情報は「非調整」となる。</p> <p>三者損賠受領額を記入した場合は、項目番号「28」の三者損賠受領日も同時に入力すること。</p> <p><u>傷病年月日から3年を経過している場合は入力できない。</u></p> <p>特別遺族年金の場合、入力できない。</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
番号	入力項目	記入要領																																																					
(略)	(略)	(略)																																																					
(略)	(略)	(略)																																																					
(略)	(略)	(略)																																																					
(略)	(略)	(略)																																																					
(略)	(略)	(略)																																																					
23	変更データ 2	<p>転給者の三者損賠受領額を左詰めで記入すること。</p> <p>既に三者損賠受領額が登記されていて、転給によって三者損賠受領額に変更がない場合であっても三者損賠受領額は記入すること。(理由：通常、転給によって受給権が次順位者に移る場合は、三者損賠受領額が当然に変わるものである。たとえ変更がないとしても<u>それを事実として確認するため、既に入力している三者損賠受領額を入力すること。</u>) 記入を省略した場合は、三者損賠情報は「非調整」となる。</p> <p>三者損賠受領額を記入した場合は、項目番号「28」の三者損賠受領日も同時に入力すること。</p> <p><u>傷病年月日が平成25年3月31日以前で、転給年月日が傷病年月日から3年を経過している場合、または、傷病年月日が平成25年4月1日以降で、転給年月日が傷病年月日から7年を経過している場合は入力できない。</u></p> <p>特別遺族年金の場合、入力できない。</p>																																																					
(略)	(略)	(略)																																																					
(略)	(略)	(略)																																																					
番号	入力項目	記入要領																																																					
(略)	(略)	(略)																																																					
(略)	(略)	(略)																																																					
(略)	(略)	(略)																																																					
(略)	(略)	(略)																																																					
(略)	(略)	(略)																																																					
23	変更データ 2	<p>転給者の三者損賠受領額を記入すること。</p> <p>既に三者損賠受領額が登記されていて、転給によって三者損賠受領額に変更がない場合であっても三者損賠受領額は記入すること。(理由：通常は、転給によって受給権が次順位者に移る場合は、三者損賠受領額が当然に変わるものである。たとえ変更がないとしても入力すること。) 記入を省略した場合は、三者損賠情報は「非調整」となる。</p> <p>三者損賠受領額を記入した場合は、項目番号「28」の三者損賠受領日も同時に入力すること。</p> <p><u>傷病年月日から3年を経過している場合は入力できない。</u></p> <p>特別遺族年金の場合、入力できない。</p>																																																					
(略)	(略)	(略)																																																					
(略)	(略)	(略)																																																					

改正後	改正前																																																
<p>金について、転給年月日が傷病年月日から7年を経過している場合は、支給停止を行う必要がないことから、三者損賠情報はシステムでは管理の対象としないため、記入した場合にはキャンセルとなる。</p> <p>当該処理が正常に終了した場合にはその変更した情報をメッセージリストに印字するので確認すること。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(II-3-69)</p> <p>&lt;記入要領&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>入力項目</th> <th>記入要領</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>23</td> <td>変更データ2</td> <td> <p>転給者の三者損賠受領額を左詰めで記入すること。</p> <p>既に三者損賠受領額が登記されていて、転給によって三者損賠受領額に変更がない場合であっても三者損賠受領額は記入すること。(理由：通常、転給によって受給権が次順位者に移る場合は、三者損賠受領額が当然に変わるものである。たとえ変更がないとしてもそれを事実として確認するため、既に入力している三者損賠受領額を入力すること。) 記入を省略した場合は、三者損賠情報は「非調整」となる。</p> <p>三者損賠受領額を記入した場合は、項目番号「28」の三者損賠受領日も同時に入力すること。</p> <p><u>傷病年月日が平成25年3月31日以前で、転給年月日が傷病年月日から3年を経過している場合、または、傷病年月日が平成25年4月1日以降で、転給年月日が傷病年月日から7年を経過している場合は入力できない。</u></p> <p>特別遺族年金の場合、入力できない。</p> </td> </tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table> <p>(II-3-77)</p> <p>(二) 留意点</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 転給以前に三者損賠情報が登記されていても、今回の転給処理で三者損賠情報を入力しなかった場合には「三者損賠受領額」は0円として登記するが、「三者損賠受領年月日・三者コード」</p>	番号	入力項目	記入要領	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	23	変更データ2	<p>転給者の三者損賠受領額を左詰めで記入すること。</p> <p>既に三者損賠受領額が登記されていて、転給によって三者損賠受領額に変更がない場合であっても三者損賠受領額は記入すること。(理由：通常、転給によって受給権が次順位者に移る場合は、三者損賠受領額が当然に変わるものである。たとえ変更がないとしてもそれを事実として確認するため、既に入力している三者損賠受領額を入力すること。) 記入を省略した場合は、三者損賠情報は「非調整」となる。</p> <p>三者損賠受領額を記入した場合は、項目番号「28」の三者損賠受領日も同時に入力すること。</p> <p><u>傷病年月日が平成25年3月31日以前で、転給年月日が傷病年月日から3年を経過している場合、または、傷病年月日が平成25年4月1日以降で、転給年月日が傷病年月日から7年を経過している場合は入力できない。</u></p> <p>特別遺族年金の場合、入力できない。</p>	(略)	(略)	(略)	<p>すること。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(II-3-69)</p> <p>&lt;記入要領&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>入力項目</th> <th>記入要領</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>23</td> <td>変更データ2</td> <td> <p>転給者の三者損賠受領額を記入すること。</p> <p>既に三者損賠受領額が登記されていて、転給によって三者損賠受領額に変更がない場合であっても三者損賠受領額は記入すること。(理由：通常は、転給によって受給権が次順位者に移る場合は三者損賠受領額が当然に変わるものである。たとえ変更がないとしても入力すること。) 記入を省略した場合は、三者損賠情報は「非調整」となる。</p> <p>三者損賠受領額を記入した場合は、項目番号「28」の三者損賠受領日も同時に入力すること。</p> <p><u>傷病年月日から3年を経過している場合は、入力できない。</u></p> <p>特別遺族年金の場合、入力できない。</p> </td> </tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table> <p>(II-3-77)</p> <p>(二) 留意点</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 転給以前に三者損賠情報が登記されていても、今回の転給処理で三者損賠情報を入力しなかった場合には「三者損賠受領額」は0円として登記するが、「三者損賠受領年月日・三者コード」</p>	番号	入力項目	記入要領	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	23	変更データ2	<p>転給者の三者損賠受領額を記入すること。</p> <p>既に三者損賠受領額が登記されていて、転給によって三者損賠受領額に変更がない場合であっても三者損賠受領額は記入すること。(理由：通常は、転給によって受給権が次順位者に移る場合は三者損賠受領額が当然に変わるものである。たとえ変更がないとしても入力すること。) 記入を省略した場合は、三者損賠情報は「非調整」となる。</p> <p>三者損賠受領額を記入した場合は、項目番号「28」の三者損賠受領日も同時に入力すること。</p> <p><u>傷病年月日から3年を経過している場合は、入力できない。</u></p> <p>特別遺族年金の場合、入力できない。</p>	(略)	(略)	(略)
番号	入力項目	記入要領																																															
(略)	(略)	(略)																																															
(略)	(略)	(略)																																															
(略)	(略)	(略)																																															
(略)	(略)	(略)																																															
(略)	(略)	(略)																																															
23	変更データ2	<p>転給者の三者損賠受領額を左詰めで記入すること。</p> <p>既に三者損賠受領額が登記されていて、転給によって三者損賠受領額に変更がない場合であっても三者損賠受領額は記入すること。(理由：通常、転給によって受給権が次順位者に移る場合は、三者損賠受領額が当然に変わるものである。たとえ変更がないとしてもそれを事実として確認するため、既に入力している三者損賠受領額を入力すること。) 記入を省略した場合は、三者損賠情報は「非調整」となる。</p> <p>三者損賠受領額を記入した場合は、項目番号「28」の三者損賠受領日も同時に入力すること。</p> <p><u>傷病年月日が平成25年3月31日以前で、転給年月日が傷病年月日から3年を経過している場合、または、傷病年月日が平成25年4月1日以降で、転給年月日が傷病年月日から7年を経過している場合は入力できない。</u></p> <p>特別遺族年金の場合、入力できない。</p>																																															
(略)	(略)	(略)																																															
番号	入力項目	記入要領																																															
(略)	(略)	(略)																																															
(略)	(略)	(略)																																															
(略)	(略)	(略)																																															
(略)	(略)	(略)																																															
(略)	(略)	(略)																																															
23	変更データ2	<p>転給者の三者損賠受領額を記入すること。</p> <p>既に三者損賠受領額が登記されていて、転給によって三者損賠受領額に変更がない場合であっても三者損賠受領額は記入すること。(理由：通常は、転給によって受給権が次順位者に移る場合は三者損賠受領額が当然に変わるものである。たとえ変更がないとしても入力すること。) 記入を省略した場合は、三者損賠情報は「非調整」となる。</p> <p>三者損賠受領額を記入した場合は、項目番号「28」の三者損賠受領日も同時に入力すること。</p> <p><u>傷病年月日から3年を経過している場合は、入力できない。</u></p> <p>特別遺族年金の場合、入力できない。</p>																																															
(略)	(略)	(略)																																															

(傍線部分は改正箇所、( ) は掲載ページ)

改正後	改正前																																																
<p>については既に登記してある「三者損賠受領年月日・三者コード」を引用し登記する。ただし、<u>傷病年月日が平成25年3月31日以前の遺族（補償）年金について、転給年月日が傷病年月日から3年を経過している場合、または、傷病年月日が平成25年4月1日以降の遺族（補償）年金について、転給年月日が傷病年月日から7年を経過している場合は、支給停止を行う必要がないことから、三者損賠情報はシステムでは管理の対象としないため、記入した場合にはキャンセルとなる。</u></p> <p>当該処理が正常に終了した場合には、その変更した情報をメッセージリストに印字するので確認すること。</p> <p>7～10 (略)</p> <p>(II-3-81)</p> <p>&lt;記入要領&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>入力項目</th> <th>記入要領</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>23</td> <td>変更データ2</td> <td> <p>転給者の三者損賠受領額を左詰めで記入すること。</p> <p>既に三者損賠受領額が登記されていて、転給によって三者損賠受領額に変更がない場合であっても三者損賠受領額は記入すること。(理由：通常、転給によって受給権が次順位者に移る場合は、<u>三者損賠受領額が当然に変わるものである。たとえ変更がないとしてもそれを事実として確認するため、既に入力している三者損賠受領額を入力すること。</u>) 記入を省略した場合は、三者損賠情報は「非調整」となる。</p> <p>三者損賠受領額を記入した場合は、項目番号「28」の三者損賠受領日も同時に入力すること。</p> <p><u>傷病年月日が平成25年3月31日以前で、転給年月日が傷病年月日から3年を経過している場合、または、傷病年月日が平成25年4月1日以降で、転給年月日が傷病年月日から7年を経過している場合は入力できない。</u></p> <p>特別遺族年金の場合、入力できない。</p> </td> </tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	番号	入力項目	記入要領	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	23	変更データ2	<p>転給者の三者損賠受領額を左詰めで記入すること。</p> <p>既に三者損賠受領額が登記されていて、転給によって三者損賠受領額に変更がない場合であっても三者損賠受領額は記入すること。(理由：通常、転給によって受給権が次順位者に移る場合は、<u>三者損賠受領額が当然に変わるものである。たとえ変更がないとしてもそれを事実として確認するため、既に入力している三者損賠受領額を入力すること。</u>) 記入を省略した場合は、三者損賠情報は「非調整」となる。</p> <p>三者損賠受領額を記入した場合は、項目番号「28」の三者損賠受領日も同時に入力すること。</p> <p><u>傷病年月日が平成25年3月31日以前で、転給年月日が傷病年月日から3年を経過している場合、または、傷病年月日が平成25年4月1日以降で、転給年月日が傷病年月日から7年を経過している場合は入力できない。</u></p> <p>特別遺族年金の場合、入力できない。</p>	(略)	(略)	(略)	<p>については既に登記してある「三者損賠受領年月日・三者コード」を引用し登記する。ただし、<u>転給年月日が傷病年月日から3年を経過している場合は、三者損賠情報は空白として管理する。</u></p> <p>当該処理が正常に終了した場合には、その変更した情報をメッセージリストに印字するので確認すること。</p> <p>7～10 (略)</p> <p>(II-3-81)</p> <p>&lt;記入要領&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>入力項目</th> <th>記入要領</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>23</td> <td>変更データ2</td> <td> <p>転給者の三者損賠受領額を記入すること。</p> <p>既に三者損賠受領額が登記されていて、転給によって三者損賠受領額に変更がない場合であっても三者損賠受領額は記入すること。(理由：通常は、転給によって受給権が次順位者に移る場合は三者損賠受領額が当然に変わるものである。たとえ変更がないとしても入力すること。) 記入を省略した場合は、三者損賠情報は「非調整」となる。</p> <p>三者損賠受領額を記入した場合は、項目番号「28」の三者損賠受領日も同時に入力すること。</p> <p><u>傷病年月日から3年を経過している場合は入力できない。</u></p> <p>特別遺族年金の場合、入力できない。</p> </td> </tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	番号	入力項目	記入要領	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	23	変更データ2	<p>転給者の三者損賠受領額を記入すること。</p> <p>既に三者損賠受領額が登記されていて、転給によって三者損賠受領額に変更がない場合であっても三者損賠受領額は記入すること。(理由：通常は、転給によって受給権が次順位者に移る場合は三者損賠受領額が当然に変わるものである。たとえ変更がないとしても入力すること。) 記入を省略した場合は、三者損賠情報は「非調整」となる。</p> <p>三者損賠受領額を記入した場合は、項目番号「28」の三者損賠受領日も同時に入力すること。</p> <p><u>傷病年月日から3年を経過している場合は入力できない。</u></p> <p>特別遺族年金の場合、入力できない。</p>	(略)	(略)	(略)
番号	入力項目	記入要領																																															
(略)	(略)	(略)																																															
(略)	(略)	(略)																																															
(略)	(略)	(略)																																															
(略)	(略)	(略)																																															
(略)	(略)	(略)																																															
23	変更データ2	<p>転給者の三者損賠受領額を左詰めで記入すること。</p> <p>既に三者損賠受領額が登記されていて、転給によって三者損賠受領額に変更がない場合であっても三者損賠受領額は記入すること。(理由：通常、転給によって受給権が次順位者に移る場合は、<u>三者損賠受領額が当然に変わるものである。たとえ変更がないとしてもそれを事実として確認するため、既に入力している三者損賠受領額を入力すること。</u>) 記入を省略した場合は、三者損賠情報は「非調整」となる。</p> <p>三者損賠受領額を記入した場合は、項目番号「28」の三者損賠受領日も同時に入力すること。</p> <p><u>傷病年月日が平成25年3月31日以前で、転給年月日が傷病年月日から3年を経過している場合、または、傷病年月日が平成25年4月1日以降で、転給年月日が傷病年月日から7年を経過している場合は入力できない。</u></p> <p>特別遺族年金の場合、入力できない。</p>																																															
(略)	(略)	(略)																																															
番号	入力項目	記入要領																																															
(略)	(略)	(略)																																															
(略)	(略)	(略)																																															
(略)	(略)	(略)																																															
(略)	(略)	(略)																																															
(略)	(略)	(略)																																															
23	変更データ2	<p>転給者の三者損賠受領額を記入すること。</p> <p>既に三者損賠受領額が登記されていて、転給によって三者損賠受領額に変更がない場合であっても三者損賠受領額は記入すること。(理由：通常は、転給によって受給権が次順位者に移る場合は三者損賠受領額が当然に変わるものである。たとえ変更がないとしても入力すること。) 記入を省略した場合は、三者損賠情報は「非調整」となる。</p> <p>三者損賠受領額を記入した場合は、項目番号「28」の三者損賠受領日も同時に入力すること。</p> <p><u>傷病年月日から3年を経過している場合は入力できない。</u></p> <p>特別遺族年金の場合、入力できない。</p>																																															
(略)	(略)	(略)																																															

改正後	改正前
<p>(II-3-92)</p> <p>(=) 留意点</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 転給以前に三者損賠情報が登記されていても、今回の転給処理で三者損賠情報を入力しなかった場合には「三者損賠受領額」は0円として登記するが、「三者損賠受領年月日・三者コード」については既に登記してある「三者損賠受領年月日・三者コード」を引用し登記する。ただし、<u>傷病年月日が平成25年3月31日以前の遺族（補償）年金について、転給年月日が傷病年月日から3年を経過している場合、または、傷病年月日が平成25年4月1日以降の遺族（補償）年金について、転給年月日が傷病年月日から7年を経過している場合は、支給停止を行う必要がないことから、三者損賠情報はシステムでは管理の対象としないため、記入した場合にはキャンセルとなる。</u></p> <p>当該処理が正常に終了した場合には、その変更した情報をメッセージリストに印字するので確認すること。</p> <p>8～11 (略)</p>	<p>(II-3-92)</p> <p>(=) 留意点</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 転給以前に三者損賠情報が登記されていても、今回の転給処理で三者損賠情報を入力しなかった場合には「三者損賠受領額」は0円として登記するが、「三者損賠受領年月日・三者コード」については既に登記してある「三者損賠受領年月日・三者コード」を引用し登記する。ただし、<u>転給年月日が傷病年月日から3年を経過している場合は、三者損賠情報は空白として管理する。</u>当該処理が正常に終了した場合には、その変更した情報をメッセージリストに印字するので確認すること。</p> <p>8～11 (略)</p>
<p>(II-3-97)</p> <p>(=) 留意点</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 転給以前に三者損賠情報が登記されていても、今回の転給処理で三者損賠情報を入力しなかった場合には「三者損賠受領額」は0円として登記するが、「三者損賠受領年月日・三者コード」については既に登記してある「三者損賠受領年月日・三者コード」を引用し登記する。ただし、<u>傷病年月日が平成25年3月31日以前の遺族（補償）年金について、転給年月日が傷病年月日から3年を経過している場合、または、傷病年月日が平成25年4月1日以降の遺族（補償）年金について、転給年月日が傷病年月日から7年を経過している場合は、支給停止を行う必要がないことから、三者損賠情報はシステムでは管理の対象としないため、記入した場合にはキャンセルとなる。</u></p> <p>当該処理が正常に終了した場合には、その変更した情報をメッセージリストに印字するので確認すること。</p> <p>7～11 (略)</p>	<p>(II-3-97)</p> <p>(=) 留意点</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 転給以前に三者損賠情報が登記されていても、今回の転給処理で三者損賠情報を入力しなかった場合には「三者損賠受領額」は0円として登記するが、「三者損賠受領年月日・三者コード」については既に登記してある「三者損賠受領年月日・三者コード」を引用し登記する。ただし、<u>転給年月日が傷病年月日から3年を経過している場合には、三者損賠情報は空白として管理する。</u>当該処理が正常に終了した場合にはその変更した情報をメッセージリストに印字するので確認すること。</p> <p>7～11 (略)</p>
<p>(II-3-113)</p> <p>(=) 留意点</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 転給以前に三者損賠情報が登記されていても、今回の処理で三者損賠情報を入力をしなかった場合には「三者損賠受領額」は0円として登記するが、「三者損賠受領年月日・三者コード」については既に登記してある「三者損賠受領年月日・三者コード」を引用し登記する。ただし、<u>傷病年月日が平成25年3月31日以前の遺族（補償）年金について、転給年月日が傷病年月日</u></p>	<p>(II-3-113)</p> <p>(=) 留意点</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 転給以前に三者損賠情報が登記されていても、今回の処理で三者損賠情報を入力をしなかった場合には「三者損賠受領額」は0円として登記するが、「三者損賠受領年月日・三者コード」については既に登記してある「三者損賠受領年月日・三者コード」を引用し登記する。ただし、<u>転給年月日が傷病年月日から3年を経過している場合は、三者損賠情報は空白として管理する。</u></p>

(傍線部分は改正箇所、( )は掲載ページ)

改正後	改正前																																																
<p>から3年を経過している場合、または、傷病年月日が平成25年4月1日以降の遺族（補償）年金について、転給年月日が傷病年月日から7年を経過している場合は、支給停止を行う必要がないことから、三者損賠情報はシステムでは管理の対象としないため、記入した場合にはキャンセルとなる。</p> <p>当該処理が正常に終了した場合には、その変更した情報をメッセージリストに印字するので確認すること。</p> <p>4～8 (略)</p> <p>(II-3-168)</p> <p>(㍑) 記入要領</p> <p>a 【変更票（転給情報）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>入力項目</th> <th>記入要領</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>変更データ2</td> <td> <p>転給者の三者損賠受領額を左詰めで記入すること。</p> <p>既に三者損賠受領額が登記されていて、転給によって三者損賠受領額に変更がない場合であっても三者損賠受領額は記入すること。(理由：通常、転給によって受給権が次順位者に移る場合は、三者損賠受領額が当然に変わるものである。たとえ変更がないとしてもそれを事実として確認するため、既に入力している三者損賠受領額を入力すること。) 記入を省略した場合は、三者損賠情報は「非調整」となる。</p> <p>三者損賠受領額を記入した場合は、項目番号「28」の三者損賠受領日も同時に入力すること。</p> <p>傷病年月日が平成25年3月31日以前で、転給年月日が傷病年月日から3年を経過している場合、または、傷病年月日が平成25年4月1日以降で、転給年月日が傷病年月日から7年を経過している場合は入力できない。</p> <p>特別遺族年金の場合、入力できない。</p> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	番号	入力項目	記入要領	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	23	変更データ2	<p>転給者の三者損賠受領額を左詰めで記入すること。</p> <p>既に三者損賠受領額が登記されていて、転給によって三者損賠受領額に変更がない場合であっても三者損賠受領額は記入すること。(理由：通常、転給によって受給権が次順位者に移る場合は、三者損賠受領額が当然に変わるものである。たとえ変更がないとしてもそれを事実として確認するため、既に入力している三者損賠受領額を入力すること。) 記入を省略した場合は、三者損賠情報は「非調整」となる。</p> <p>三者損賠受領額を記入した場合は、項目番号「28」の三者損賠受領日も同時に入力すること。</p> <p>傷病年月日が平成25年3月31日以前で、転給年月日が傷病年月日から3年を経過している場合、または、傷病年月日が平成25年4月1日以降で、転給年月日が傷病年月日から7年を経過している場合は入力できない。</p> <p>特別遺族年金の場合、入力できない。</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>当該処理が正常に終了した場合には、その変更した情報をメッセージリストに印字するので確認すること。</p> <p>4～8 (略)</p> <p>(II-3-168)</p> <p>(㍑) 記入要領</p> <p>a 【変更票（転給情報）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>入力項目</th> <th>記入要領</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>変更データ2</td> <td> <p>転給者の三者損賠受領額を左詰めで記入すること。</p> <p>既に三者損賠受領額が登記されていて転給によって三者損賠受領額に変更がない場合であっても三者損賠受領額は記入すること。(理由：通常、転給によって受給権が移る場合には三者損賠受領額が当然に変わるものである。仮に変更がないとしてもそれを事実として確認するために入力すること。)</p> <p>傷病年月日から3年を経過している場合は記入できない。</p> <p>記入を省略した場合は三者損賠情報は「非調整」となる。</p> <p>三者損賠受領額を記入した場合は三者損賠受領日もペア入力すること。</p> <p>特別遺族年金の場合、入力できない。</p> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	番号	入力項目	記入要領	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	23	変更データ2	<p>転給者の三者損賠受領額を左詰めで記入すること。</p> <p>既に三者損賠受領額が登記されていて転給によって三者損賠受領額に変更がない場合であっても三者損賠受領額は記入すること。(理由：通常、転給によって受給権が移る場合には三者損賠受領額が当然に変わるものである。仮に変更がないとしてもそれを事実として確認するために入力すること。)</p> <p>傷病年月日から3年を経過している場合は記入できない。</p> <p>記入を省略した場合は三者損賠情報は「非調整」となる。</p> <p>三者損賠受領額を記入した場合は三者損賠受領日もペア入力すること。</p> <p>特別遺族年金の場合、入力できない。</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
番号	入力項目	記入要領																																															
(略)	(略)	(略)																																															
(略)	(略)	(略)																																															
(略)	(略)	(略)																																															
(略)	(略)	(略)																																															
23	変更データ2	<p>転給者の三者損賠受領額を左詰めで記入すること。</p> <p>既に三者損賠受領額が登記されていて、転給によって三者損賠受領額に変更がない場合であっても三者損賠受領額は記入すること。(理由：通常、転給によって受給権が次順位者に移る場合は、三者損賠受領額が当然に変わるものである。たとえ変更がないとしてもそれを事実として確認するため、既に入力している三者損賠受領額を入力すること。) 記入を省略した場合は、三者損賠情報は「非調整」となる。</p> <p>三者損賠受領額を記入した場合は、項目番号「28」の三者損賠受領日も同時に入力すること。</p> <p>傷病年月日が平成25年3月31日以前で、転給年月日が傷病年月日から3年を経過している場合、または、傷病年月日が平成25年4月1日以降で、転給年月日が傷病年月日から7年を経過している場合は入力できない。</p> <p>特別遺族年金の場合、入力できない。</p>																																															
(略)	(略)	(略)																																															
(略)	(略)	(略)																																															
番号	入力項目	記入要領																																															
(略)	(略)	(略)																																															
(略)	(略)	(略)																																															
(略)	(略)	(略)																																															
(略)	(略)	(略)																																															
23	変更データ2	<p>転給者の三者損賠受領額を左詰めで記入すること。</p> <p>既に三者損賠受領額が登記されていて転給によって三者損賠受領額に変更がない場合であっても三者損賠受領額は記入すること。(理由：通常、転給によって受給権が移る場合には三者損賠受領額が当然に変わるものである。仮に変更がないとしてもそれを事実として確認するために入力すること。)</p> <p>傷病年月日から3年を経過している場合は記入できない。</p> <p>記入を省略した場合は三者損賠情報は「非調整」となる。</p> <p>三者損賠受領額を記入した場合は三者損賠受領日もペア入力すること。</p> <p>特別遺族年金の場合、入力できない。</p>																																															
(略)	(略)	(略)																																															
(略)	(略)	(略)																																															



改正後	改正前
<p>(II-3-173)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 転給以前に三者損賠情報が登記されていても今回の処理で三者損賠情報を入力をしなかった場合には「三者損賠受領額」は0円として登記するが、「三者損賠受領年月日・三者コード」については既に登記してある「三者損賠受領年月日・三者コード」を引用し登記する。ただし、<u>傷病年月日が平成25年3月31日以前の遺族（補償）年金について、転給年月日が傷病年月日から3年を経過している場合、または、傷病年月日が平成25年4月1日以降の遺族（補償）年金について、転給年月日が傷病年月日から7年を経過している場合は、支給停止を行う必要がないことから、三者損賠情報はシステムでは管理の対象としないため、記入した場合にはキャンセルとなる。</u></p> <p>当該処理が正常に終了した場合には、その変更した情報をメッセージリストに印字するので確認すること。</p> <p>9～10 (略)</p>	<p>(II-3-173)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 転給以前に三者損賠情報が登記されていても今回の処理で三者損賠情報を入力をしなかった場合には「三者損賠受領額」は0円として登記するが、「三者損賠受領年月日・三者コード」については既に登記してある「三者損賠受領年月日・三者コード」を引用し登記する。ただし、<u>転給年月日が傷病年月日から3年を経過している場合は、三者損賠情報は空白として管理する。</u>当該処理が正常に終了した場合には、その変更した情報をメッセージリストに印字するので確認すること。</p> <p>9～10 (略)</p>

改正後	改正前																																																																																
(VI-(II)-87)	(VI-(II)-87)																																																																																
ロ 出力項目の説明	ロ 出力項目の説明																																																																																
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目 名</th> <th style="width: 70%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td colspan="2">支払停止情報</td> </tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>三者損賠調整解除予定年月</td> <td>最新の月額で算出した解除予定年月を出力する。若年停止中は若年解除月の月額で調整したと仮定し、<u>傷病年月日が平成25年3月31日以前の場合は、三者損賠調整残額が0円となった月又は傷病年月日から3年経過後の月のいずれか早い方の年月を若年停止を考慮して算出、出力する。傷病年月日が平成25年4月1日以降の場合は、三者損賠調整残額が0円となった月又は傷病年月日から7年経過後の月のいずれか早い方の年月を若年停止を考慮して算出、出力する。</u> 既に調整が終了している場合は、'【調整終了】'を出力する。</td> </tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>前払調整解除予定年月</td> <td>【調整額－(給付月額×調整係数)】が0となる月を出力する。 (算出した解除予定年月を出力する。) ※給付月額：最新の月額（前期の終月又は若年停止中は若年解除月の月額を三者調整・若年停止を考慮して算出、出力する。） 既に調整が終了している場合は、'【調整終了】'を出力する。</td> </tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	項 目 名	内 容	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	支払停止情報		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	三者損賠調整解除予定年月	最新の月額で算出した解除予定年月を出力する。若年停止中は若年解除月の月額で調整したと仮定し、 <u>傷病年月日が平成25年3月31日以前の場合は、三者損賠調整残額が0円となった月又は傷病年月日から3年経過後の月のいずれか早い方の年月を若年停止を考慮して算出、出力する。傷病年月日が平成25年4月1日以降の場合は、三者損賠調整残額が0円となった月又は傷病年月日から7年経過後の月のいずれか早い方の年月を若年停止を考慮して算出、出力する。</u> 既に調整が終了している場合は、'【調整終了】'を出力する。	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	前払調整解除予定年月	【調整額－(給付月額×調整係数)】が0となる月を出力する。 (算出した解除予定年月を出力する。) ※給付月額：最新の月額（前期の終月又は若年停止中は若年解除月の月額を三者調整・若年停止を考慮して算出、出力する。） 既に調整が終了している場合は、'【調整終了】'を出力する。	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目 名</th> <th style="width: 70%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td colspan="2">支払停止情報</td> </tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>三者損賠調整解除予定年月</td> <td>最新の月額で算出した解除予定年月を出力する。若年停止中は若年解除月の月額で調整したと仮定し、三者損賠調整残額が0円となった月又は傷病年月日から3年経過後の月の<small>小さい</small>年月を若年停止を加味して算出、出力する。  既に調整が終了している場合は、'【調整終了】'を出力する。</td> </tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>前払調整解除予定年月</td> <td>【調整額－(給付月額×調整係数)】が0となる月を出力する。 (算出した解除予定年月を出力する。) ※給付月額：最新の月額（前期の終月又は若年停止中は若年解除月の月額を三者調整・若年停止を加味して算出、出力する。） 既に調整が終了している場合は、'【調整終了】'を出力する。</td> </tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	項 目 名	内 容	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	支払停止情報		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	三者損賠調整解除予定年月	最新の月額で算出した解除予定年月を出力する。若年停止中は若年解除月の月額で調整したと仮定し、三者損賠調整残額が0円となった月又は傷病年月日から3年経過後の月の <small>小さい</small> 年月を若年停止を加味して算出、出力する。  既に調整が終了している場合は、'【調整終了】'を出力する。	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	前払調整解除予定年月	【調整額－(給付月額×調整係数)】が0となる月を出力する。 (算出した解除予定年月を出力する。) ※給付月額：最新の月額（前期の終月又は若年停止中は若年解除月の月額を三者調整・若年停止を加味して算出、出力する。） 既に調整が終了している場合は、'【調整終了】'を出力する。	(略)	(略)
項 目 名	内 容																																																																																
(略)	(略)																																																																																
(略)	(略)																																																																																
(略)	(略)																																																																																
支払停止情報																																																																																	
(略)	(略)																																																																																
(略)	(略)																																																																																
(略)	(略)																																																																																
(略)	(略)																																																																																
(略)	(略)																																																																																
(略)	(略)																																																																																
(略)	(略)																																																																																
三者損賠調整解除予定年月	最新の月額で算出した解除予定年月を出力する。若年停止中は若年解除月の月額で調整したと仮定し、 <u>傷病年月日が平成25年3月31日以前の場合は、三者損賠調整残額が0円となった月又は傷病年月日から3年経過後の月のいずれか早い方の年月を若年停止を考慮して算出、出力する。傷病年月日が平成25年4月1日以降の場合は、三者損賠調整残額が0円となった月又は傷病年月日から7年経過後の月のいずれか早い方の年月を若年停止を考慮して算出、出力する。</u> 既に調整が終了している場合は、'【調整終了】'を出力する。																																																																																
(略)	(略)																																																																																
(略)	(略)																																																																																
(略)	(略)																																																																																
(略)	(略)																																																																																
(略)	(略)																																																																																
前払調整解除予定年月	【調整額－(給付月額×調整係数)】が0となる月を出力する。 (算出した解除予定年月を出力する。) ※給付月額：最新の月額（前期の終月又は若年停止中は若年解除月の月額を三者調整・若年停止を考慮して算出、出力する。） 既に調整が終了している場合は、'【調整終了】'を出力する。																																																																																
(略)	(略)																																																																																
項 目 名	内 容																																																																																
(略)	(略)																																																																																
(略)	(略)																																																																																
(略)	(略)																																																																																
支払停止情報																																																																																	
(略)	(略)																																																																																
(略)	(略)																																																																																
(略)	(略)																																																																																
(略)	(略)																																																																																
(略)	(略)																																																																																
(略)	(略)																																																																																
(略)	(略)																																																																																
三者損賠調整解除予定年月	最新の月額で算出した解除予定年月を出力する。若年停止中は若年解除月の月額で調整したと仮定し、三者損賠調整残額が0円となった月又は傷病年月日から3年経過後の月の <small>小さい</small> 年月を若年停止を加味して算出、出力する。  既に調整が終了している場合は、'【調整終了】'を出力する。																																																																																
(略)	(略)																																																																																
(略)	(略)																																																																																
(略)	(略)																																																																																
(略)	(略)																																																																																
(略)	(略)																																																																																
前払調整解除予定年月	【調整額－(給付月額×調整係数)】が0となる月を出力する。 (算出した解除予定年月を出力する。) ※給付月額：最新の月額（前期の終月又は若年停止中は若年解除月の月額を三者調整・若年停止を加味して算出、出力する。） 既に調整が終了している場合は、'【調整終了】'を出力する。																																																																																
(略)	(略)																																																																																

改正後	改正前																																																																												
<p>(VII-14)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>メッセージ ID</th> <th>メッセージ文字列</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>§</td> <td></td> </tr> <tr> <td>EN_00196</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>EN_00197</td> <td>(EN_00197) 三者損賠情報で「三者損賠調整開始年月」が傷病年月日から <u>[0]</u> 年を経過しているため三者損賠情報は入力できません。</td> </tr> <tr> <td>EN_00198</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>§</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(VII-24)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>メッセージ ID</th> <th>メッセージ文字列</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>§</td> <td></td> </tr> <tr> <td>EN_00521</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>EN_00522</td> <td>(EN_00522) 「傷病年月日」から <u>[0]</u> 年を経過しているため「三者損賠情報」の入力はできません。</td> </tr> <tr> <td>EN_00523</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>§</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(別紙 13)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>電子計算機による計算方式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑯ 当期損賠調整額</td> <td>前月の損賠調整残額と年金給付月額とを比較し、小さい方を当月の損賠調整額とする。ただし、<u>傷病年月日が平成 25 年 3 月 31 日以前の場合、調整は災害発生後 3 年間で終了とする。傷病年月日が平成 25 年 4 月 1 日以降の場合、調整は災害発生後 7 年間で終了とする。</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	メッセージ ID	メッセージ文字列	§		EN_00196	(略)	EN_00197	(EN_00197) 三者損賠情報で「三者損賠調整開始年月」が傷病年月日から <u>[0]</u> 年を経過しているため三者損賠情報は入力できません。	EN_00198	(略)	§		メッセージ ID	メッセージ文字列	§		EN_00521	(略)	EN_00522	(EN_00522) 「傷病年月日」から <u>[0]</u> 年を経過しているため「三者損賠情報」の入力はできません。	EN_00523	(略)	§		事項	電子計算機による計算方式	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	⑯ 当期損賠調整額	前月の損賠調整残額と年金給付月額とを比較し、小さい方を当月の損賠調整額とする。ただし、 <u>傷病年月日が平成 25 年 3 月 31 日以前の場合、調整は災害発生後 3 年間で終了とする。傷病年月日が平成 25 年 4 月 1 日以降の場合、調整は災害発生後 7 年間で終了とする。</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>(VII-14)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>メッセージ ID</th> <th>メッセージ文字列</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>§</td> <td></td> </tr> <tr> <td>EN_00196</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>EN_00197</td> <td>(EN_00197) 三者損賠情報で「三者損賠調整開始年月」が傷病年月日から <u>3</u> 年を経過しているため三者損賠情報は入力できません。</td> </tr> <tr> <td>EN_00198</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>§</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(VII-24)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>メッセージ ID</th> <th>メッセージ文字列</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>§</td> <td></td> </tr> <tr> <td>EN_00521</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>EN_00522</td> <td>(EN_00522) 「傷病年月日」から <u>3</u> 年を経過しているため「三者損賠情報」の入力はできません。</td> </tr> <tr> <td>EN_00523</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>§</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(別紙 13)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>電子計算機による計算方式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑯ 当期損賠調整額</td> <td>前月の損賠調整残額と年金給付月額とを比較し、小さい方を当月の損賠調整額とする。ただし、調整は災害発生後 3 年間で終了とする。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	メッセージ ID	メッセージ文字列	§		EN_00196	(略)	EN_00197	(EN_00197) 三者損賠情報で「三者損賠調整開始年月」が傷病年月日から <u>3</u> 年を経過しているため三者損賠情報は入力できません。	EN_00198	(略)	§		メッセージ ID	メッセージ文字列	§		EN_00521	(略)	EN_00522	(EN_00522) 「傷病年月日」から <u>3</u> 年を経過しているため「三者損賠情報」の入力はできません。	EN_00523	(略)	§		事項	電子計算機による計算方式	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	⑯ 当期損賠調整額	前月の損賠調整残額と年金給付月額とを比較し、小さい方を当月の損賠調整額とする。ただし、調整は災害発生後 3 年間で終了とする。	(略)	(略)	(略)	(略)
メッセージ ID	メッセージ文字列																																																																												
§																																																																													
EN_00196	(略)																																																																												
EN_00197	(EN_00197) 三者損賠情報で「三者損賠調整開始年月」が傷病年月日から <u>[0]</u> 年を経過しているため三者損賠情報は入力できません。																																																																												
EN_00198	(略)																																																																												
§																																																																													
メッセージ ID	メッセージ文字列																																																																												
§																																																																													
EN_00521	(略)																																																																												
EN_00522	(EN_00522) 「傷病年月日」から <u>[0]</u> 年を経過しているため「三者損賠情報」の入力はできません。																																																																												
EN_00523	(略)																																																																												
§																																																																													
事項	電子計算機による計算方式																																																																												
(略)	(略)																																																																												
(略)	(略)																																																																												
(略)	(略)																																																																												
⑯ 当期損賠調整額	前月の損賠調整残額と年金給付月額とを比較し、小さい方を当月の損賠調整額とする。ただし、 <u>傷病年月日が平成 25 年 3 月 31 日以前の場合、調整は災害発生後 3 年間で終了とする。傷病年月日が平成 25 年 4 月 1 日以降の場合、調整は災害発生後 7 年間で終了とする。</u>																																																																												
(略)	(略)																																																																												
(略)	(略)																																																																												
メッセージ ID	メッセージ文字列																																																																												
§																																																																													
EN_00196	(略)																																																																												
EN_00197	(EN_00197) 三者損賠情報で「三者損賠調整開始年月」が傷病年月日から <u>3</u> 年を経過しているため三者損賠情報は入力できません。																																																																												
EN_00198	(略)																																																																												
§																																																																													
メッセージ ID	メッセージ文字列																																																																												
§																																																																													
EN_00521	(略)																																																																												
EN_00522	(EN_00522) 「傷病年月日」から <u>3</u> 年を経過しているため「三者損賠情報」の入力はできません。																																																																												
EN_00523	(略)																																																																												
§																																																																													
事項	電子計算機による計算方式																																																																												
(略)	(略)																																																																												
(略)	(略)																																																																												
(略)	(略)																																																																												
⑯ 当期損賠調整額	前月の損賠調整残額と年金給付月額とを比較し、小さい方を当月の損賠調整額とする。ただし、調整は災害発生後 3 年間で終了とする。																																																																												
(略)	(略)																																																																												
(略)	(略)																																																																												